

大分県医療計画の改定について  
(外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項)

## 改正の趣旨

地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、都道府県の医療計画における医師の確保に関する事項の策定、臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限の都道府県への移譲等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 医師少数区域等で勤務した医師を評価する制度の創設【医療法】

医師少数区域等における一定期間の勤務経験を通じた地域医療への知見を有する医師を厚生労働大臣が評価・認定する制度の創設や、当該認定を受けた医師を一定の病院の管理者として評価する仕組みの創設

### 2. 都道府県における医師確保対策の実施体制の強化【医療法】

都道府県においてPDCAサイクルに基づく実効的な医師確保対策を進めるための「医師確保計画」の策定、都道府県と大学、医師会等が必ず連携すること等を目的とした「地域医療対策協議会」の機能強化、効果的な医師の配置調整等のための地域医療支援事務の見直し 等

### 3. 医師養成過程を通じた医師確保対策の充実【医師法、医療法】

医師確保計画との整合性の確保の観点から医師養成過程を次のとおり見直し、各過程における医師確保対策を充実

- ・ 医学部：都道府県知事から大学に対する地域枠・地元出身入学者枠の設定・拡充の要請権限の創設
- ・ 臨床研修：臨床研修病院の指定、研修医の募集定員の設定権限の国から都道府県への移譲
- ・ 専門研修：国から日本専門医機構等に対し、必要な研修機会を確保するよう要請する権限の創設

都道府県の意見を聴いた上で、国から日本専門医機構等に対し、地域医療の観点から必要な措置の実施を意見する仕組みの創設 等

### 4. 地域の外来医療機能の偏在・不足等への対応【医療法】

外来医療機能の偏在・不足等の情報を可視化するため、二次医療圏を基本とする区域ごとに外来医療関係者による協議の場を設け、夜間救急体制の連携構築など地域における外来医療機関間の機能分化・連携の方針と併せて協議・公表する仕組みの創設

### 5. その他【医療法等】

- ・ 地域医療構想の達成を図るための、医療機関の開設や増床に係る都道府県知事の権限の追加
- ・ 健康保険法等について所要の規定の整備 等

## 施行期日

2019年4月1日。(ただし、2のうち地域医療対策協議会及び地域医療支援事務に係る事項、3のうち専門研修に係る事項並びに5の事項は公布日、1の事項及び3のうち臨床研修に係る事項は2020年4月1日から施行。)

# 地域における外来医療機能の不足・偏在等への対応

## 経緯

※平成31年4月24日 第66回社会保障審議会医療部会 参考資料1-3

- 外来医療については、無床診療所の開設状況が都市部に偏っていること、診療所における診療科の専門分化が進んでいること、救急医療提供体制の構築等の医療機関間の連携の取組が、個々の医療機関の自主的な取組に委ねられていること、等の状況にある。
- それを踏まえ、「医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会 第2次中間取りまとめ」において、**外来医療機能に関する情報の可視化、外来医療機能に関する協議の場の設置**等の枠組みが必要とされ、また、医療法上、医療計画において外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項（以下、「**外来医療計画**」）が追加されることとなった。

## 外来医療計画の全体像

### 外来医療機能に関する情報の可視化

- 地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の客観的な把握を行うために、診療所の医師の多寡を**外来医師偏在指標**として可視化。

$$\text{外来医師偏在指標} = \frac{\text{標準化診療所医師数}}{\left( \frac{\text{地域の人口}}{10万} \times \text{地域の標準化受療率比} \right) \times \text{地域の診療所の外来患者対応割合}}$$

※ 医師偏在指標と同様、医療ニーズ及び人口・人口構成とその変化、患者の流入・流出、へき地などの地理的条件、医師の性別・年齢分布、医師偏在の単位の5要素を考慮して算定。

- 外来医師偏在指標の上位33.3%に該当する二次医療圏を、**外来医師多数区域**と設定。

### 新規開業希望者等に対する情報提供

- 外来医師偏在指標及び、外来医師多数区域である二次医療圏の情報を、医療機関のマッピングに関する情報等、開業に当たって参考となるデータと併せて公表し、**新規開業希望者等に情報提供**。

※ 都道府県のホームページに掲載するほか、様々な機会を捉えて周知する等、新規開業希望者等が容易に情報にアクセスできる工夫が必要。また、適宜更新を行う等、質の担保を行う必要もある。

※ 新規開業者の資金調達を担う金融機関等にも情報提供を行うことが有効と考えられる。

### 外来医療機能に関する協議及び協議を踏まえた取組

- 地域ごとにどのような外来医療機能が不足しているか議論を行う、**協議の場を設置**。  
※ 地域医療構想調整会議を活用することも可能。 ※ 原則として二次医療圏ごとに協議の場を設置することとするが、必要に応じて市区町村単位等での議論が必要なものについては、別途ワーキンググループ等を設置することも可能。
- **少なくとも外来医師多数区域においては、新規開業希望者に対して、協議の内容を踏まえて、在宅医療、初期救急（夜間・休日の診療）、公衆衛生（学校医、産業医、予防接種等）等の地域に必要とされる医療機能を担うよう求める。**

- 外来医療計画の実効性を確保するための方策例

- ・ 新規開業希望者が開業届出様式を入手する機会を捉え、地域における地域の外来医療機能の方針について情報提供
- ・ **届出様式に、地域で定める不足医療機能を担うことへの合意欄を設け、協議の場で確認**
- ・ 合意欄への記載が無いなど、**新規開業者が外来医療機能の方針に従わない場合、新規開業に対し、臨時の協議の場への出席要請を行う**
- ・ 臨時の協議の場において、構成員と新規開業者で行った**協議内容を公表** 等

## 今後の検討課題

- 外来医療機能の偏在の可視化等による新規開業者の行動変容への影響について、検証を行っていく。
- 十分な効果が得られない場合には、無床診療所の開設に対する新たな制度上の仕組みについて、法制的・施策的な課題を整理しつつ、検討が必要。 2

# 大分県医療計画（外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項）の策定について

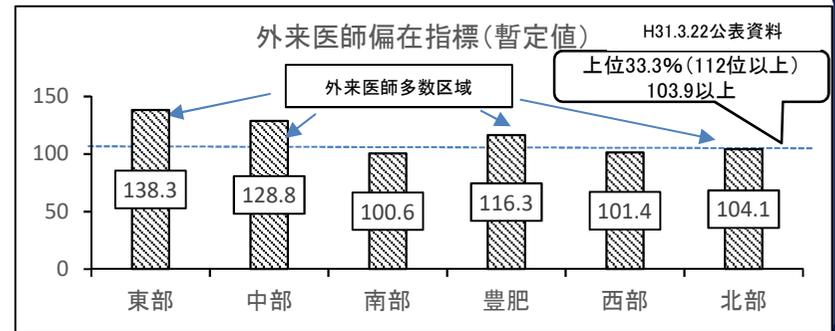
## 1 計画策定の趣旨等

- (1) 趣 旨: 平成30年7月の医療法の一部改正により、地域における外来医療機能の偏在・不足等に対応するため、医療計画において「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」(以下「外来医療計画」)を追加策定するもの
- (2) 策定根拠: 医療法 第30条の4第2項第10号
- (3) 期 間: 令和2年度～5年度(4年間)
- (4) 位置付け: 医療計画の一部として策定

## 2 外来医療に関する現状

- 二次医療圏ごとに診療所の医師の多寡を外来医師偏在指標として可視化
- 外来医師偏在指標の全国335医療圏の上位33.3%(112位以上)に該当する二次医療圏を、外来医師多数区域と設定

東部・中部・豊肥・北部  
の4医療圏が外来医師  
多数区域に該当(暫定)



## 3 外来医療計画の記載事項

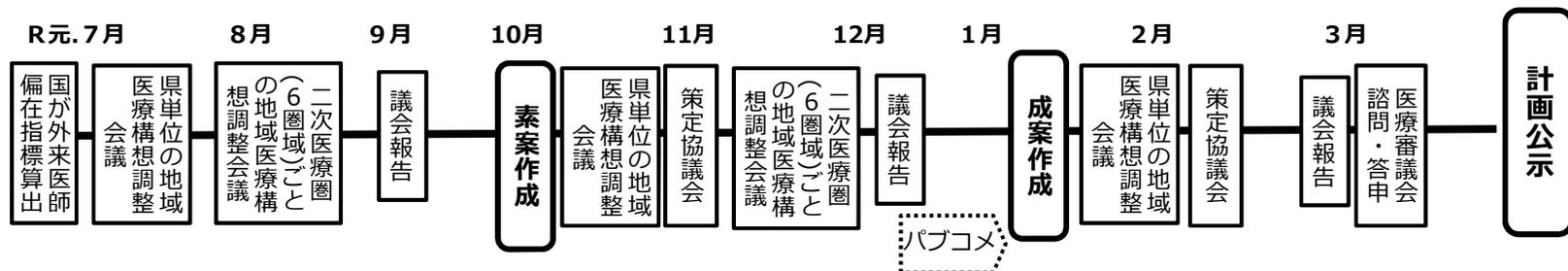
- (1) 外来医師偏在指標を用いた外来医師多数区域の設定
- (2) 新規開業者等への外来医師多数区域等に関する情報提供
- (3) 外来医療に関する協議の場の設置

## 4 外来医療計画策定の体制

**大分県地域医療構想調整会議**  
(県単位…構成員：県医師会、大学、公的病院等19名)  
(二次医療圏(6圏域)…構成員：郡市医師会、公的病院、市町村等)

**大分県医療計画策定協議会**  
(構成員：県医師会、受療関係者等20名)

## 5 スケジュール



- 新規開業者の届出様式には、地域で不足する外来医療機能を担うこと（地域ごとに具体的に記載）に合意する旨の記載欄を設け、協議の場において合意の状況を確認することとする。
- 合意がない場合等の新規開業者が地域で不足する外来医療機能を担うことを拒否する場合等には、臨時に協議の場を開催し出席要請を行うこととする。臨時の協議の場において、協議の場の主な構成員と出席要請を受けた当該新規開業者等の間で協議を行い、その協議結果を公表することとする<sup>7</sup>。ただし、協議の簡素化のため、協議の形態については適宜持ち回り開催とし、新規開業者からは合意事項に合意をしない理由等の文書の提出を求める等の柔軟な対応を可能とする。

### 5-3 現時点で不足している外来医療機能に関する検討

- 新規開業者に求める事項である地域で不足する外来医療機能について協議の場で検討する必要がある。こうした検討は、限られた医療資源を有効に活用する観点も踏まえ行っていくべきであるが、地域ごとに課題等も異なるため、実情及びその必要性に応じて適宜検討を進められたい。
- 検討すべき外来医療機能として、夜間や休日等における地域の初期救急医療（主に救急車等によらず自力で来院する軽度の救急患者への夜間及び休日における外来医療）に関する外来医療の提供状況（在宅当番医制度への病院・診療所の参加状況、夜間休日急患センターの設置状況）、在宅医療の提供状況、産業医・予防接種等の公衆衛生に係る医療の提供状況等が考えられるが、外来医療機能の協議の場における地域の医療関係者等の意見を適切に集約するとともに、把握可能なデータをできる限り用いて定量的な議論を行うよう努めること。具体的には、以下のような事項について議論を行うことが想定される。

#### ア 夜間や休日等における地域の初期救急医療の提供体制

- 都道府県は、初期救急医療の体制について、対象区域ごとに各医療機関により提供されている医療の状況を把握する。特に、曜日ごと、時間帯ごとに対応している医療機関数については、必要に応じて定量的な把握に努め、夜間や休日の初期救急医療提供体制が十分確保されているか検討することが望ましい。その際、在宅当番医制や休日・夜間急患センターに参加している医療機関に関

<sup>7</sup> 医療法第30条の18の2第1項第1号及び第2項。

する情報を把握することも有用である。それらの結果を踏まえ、対象区域ごとにどのような初期救急医療提供体制が求められるか検討を行うこと<sup>8</sup>。

- なお、初期救急医療提供体制が十分に構築できないが故に、二次・三次救急医療機関に患者が集中している場合については、地域の医療需要が満たされていると外形上判断されたとしても、初期救急機能が不足していると判断するなど、実態を踏まえた適切な初期救急医療提供体制の構築について検討を行うこと。

#### イ 在宅医療の提供体制

- 都道府県は、第7次医療計画に基づき提供されている在宅医療の提供体制について、その状況を把握すること。医療計画の他の事項との整合性を確保しつつ、グループ診療による在宅医療の推進等に資するような外来医療を実施する医療機関が柔軟に在宅医療に参加できるような対策の検討を行うこと<sup>9</sup>。

#### ウ 産業医、学校医、予防接種等の公衆衛生に係る医療提供体制

- 都道府県は、地域医療を支える観点から、公衆衛生に係る医療提供体制の現状を把握すること。その際、郡市区医師会等が重要な役割を担っている場合が多いことから、綿密な連携を図ること。

#### エ その他の地域医療として対策が必要と考えられる外来医療機能

- 都道府県は、その他、地域の実情に応じて対策が必要と考えられる外来医療機能について検討を行うこと<sup>10</sup>。

- 上記の事項について検討を行うに当たっては、例えば以下のようなプロセスで行うことが考えられる。

##### i 外来医療に係る医療提供体制の現状と将来目指すべき姿の認識共有

- 厚生労働省が提供するデータ集等で明らかとなる地域の外来医療の提供体制の現状と、外来医療機能のあるべき姿について、協議の場に参加する構成員間で認識を共有すること。

##### ii 外来医療に係る医療提供体制に関する対策を実施する上での課題の抽出

---

<sup>8</sup> 医療法第30条の18の2第1項第2号。

<sup>9</sup> 医療法第30条の18の2第1項第3号。

<sup>10</sup> 医療法第30条の18の2第1項第5号。

- 地域の外来医療に係る医療提供体制の現状を踏まえ、外来医療機能に関する対策を実施していく上での課題（不足する外来医療機能等）について議論を行うこと。

#### iii 具体的な医療機能への参加、連携等の在り方について議論

- 対象区域において、初期救急医療提供体制を担う医療機関が不足している場合、別の医療機関が参加することや現在の医療機関の連携を通じて初期救急医療提供体制を充足させることが考えられる。このような充足に向けた方策について議論を行うこと。

- また、現在、在宅医療については、第7次医療計画の計画期間中であるが、今後の高齢化の進展を踏まえると、外来医療から在宅医療に移行する患者も一定程度増加することが見込まれることから、患者の移行に当たり切れ目のない医療機関間の連携についても検討を加えることが重要となる。このため、在宅医療の提供に当たって各医療機関等がどのような役割分担を行うか等についても議論を行うこと。

- なお、外来医師多数区域における新規開業者は、既存の医療機関による外来医療における役割分担や連携等の体制を踏まえた上で、対象区域において必要な外来医療機能を担うことが求められることになる。

#### iv 地域医療介護総合確保基金を活用した具体的な事業の議論

- iiiにおける議論により合意した施策を実現するために、どのような事業を具体的に実施するのかについても議論を行うこと。予算事業の実施に当たり地域医療介護総合確保基金を活用する場合には、当該事業を地域医療介護総合確保基金の都道府県計画にどのように盛り込むかについても議論の上、都道府県において事業を実施すること。

### 5-4 合意の方法及び実効性の確保

#### (1) 合意の方法

- 協議の場において合意された事項には医療機関の経営を左右する事項が含まれている場合が想定されることから、合意に当たっては、都道府県と関係者との間で丁寧かつ十分な協議が行われることが求められる。

#### (2) 実効性の確保

- 外来医療の偏在対策の実効性を確保するため、対象区域における協議の場

## Ⅱ 外来医師偏在指標の算出式

※平成31年4月24日 第66回社会保障審議会医療部会 参考資料1-3

- 外来医療については、診療所の担う役割が大きいため、診療所医師数を、新たな医師偏在指標と同様に性別ごとに20歳代、30歳代・・・60歳代、70歳以上に区分し、平均労働時間の違いを用いて調整する。
- 従来の人口10万人対医師数をベースに、地域ごとに性・年齢階級による外来受療率の違いを調整する。

$$\text{外来医師偏在指標} = \frac{\text{標準化診療所医師数}}{\left( \frac{\text{地域の人口}}{10万} \times \text{地域の標準化受療率比}^{(\ast 1)} \right)} \times \text{地域の診療所の外来患者対応割合}^{(\ast 3)}$$

$$\cdot \text{標準化診療所医師数} = \sum \text{性・年齢階級別医師数} \times \frac{\text{性・年齢階級別平均労働時間}}{\text{全診療所医師の平均労働時間}}$$

$$\cdot \text{地域の標準化外来受療率比}^{(\ast 1)} = \frac{\text{地域の期待外来受療率}^{(\ast 2)}}{\text{全国の期待外来受療率}}$$

$$\cdot \text{地域の期待外来受療率}^{(\ast 2)} = \frac{\sum (\text{全国の性・年齢階級別外来受療率} \times \text{地域の性・年齢階級別人口})}{\text{地域の人口}}$$

$$\cdot \text{地域の診療所の外来患者対応割合} = \frac{\text{地域の診療所の外来延べ患者数}}{\text{地域の診療所と病院の外来延べ患者数}}$$

(出典)性年齢階級別医師数：平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査

平均労働時間：「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査」（平成28年度厚生労働科学特別研究「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査研究」研究班）

外来受療率：第3回NDBオープンデータ（平成28年度診療分）、人口推計（平成28年10月1日現在）

性年齢階級別受療率：平成26年患者調査 及び 平成27年住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

人口：平成29年住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

外来延べ患者数：平成26年度医療施設静態調査※患者流入は、流出発生後のデータ（診療行為発生地ベース）を分母で用いることにより、加味している（平成26年患者調査より）

第7回 医療従事者の需給に関する検討会 第30回 医師需給分科会	別添資料 8
平成31年3月22日	

外来医師偏在指標（精査中）

（指標値で降べき）

都道府県	医療圏コード・圏域名	指標値	順位	外来医師多数区域	(参考) 外来患流出入比*
00 全国	00 全国	106.3	—	—	1.00
13 東京都	1304 区西部	178.5	1	○	1.12
13 東京都	1301 区中央部	174.2	2	○	2.02
30 和歌山県	3001 和歌山	163.6	3	○	1.08
13 東京都	1303 区西南部	162.9	4	○	1.08
42 長崎県	4201 長崎	154.6	5	○	1.01
26 京都府	2604 京都・乙訓	152.5	6	○	1.05
40 福岡県	4006 久留米	148.1	7	○	1.08
29 奈良県	2901 奈良	145.2	8	○	1.06
31 鳥取県	3103 西部	145.0	9	○	1.06
10 群馬県	1001 前橋	144.8	10	○	1.14
36 徳島県	3601 東部	144.0	11	○	1.05
40 福岡県	4001 福岡・糸島	143.5	12	○	1.07
38 愛媛県	3804 松山	140.2	13	○	1.04
37 香川県	3706 東部	138.4	14	○	1.02
44 大分県	4401 東部	138.3	15	○	1.01
33 岡山県	3301 県南東部	137.7	16	○	1.03
43 熊本県	4312 熊本・上益城	136.5	17	○	1.11
46 鹿児島県	4601 鹿児島	135.5	18	○	1.07
30 和歌山県	3005 御坊	134.7	19	○	0.95
41 佐賀県	4101 中部	133.3	20	○	1.05
34 広島県	3401 広島	132.8	21	○	1.02
45 宮崎県	4501 宮崎東諸県	132.0	22	○	1.09
42 長崎県	4203 県央	131.5	23	○	1.05
13 東京都	1311 北多摩南部	129.0	24	○	1.01
44 大分県	4403 中部	128.8	25	○	1.06
13 東京都	1305 区西北部	128.7	26	○	0.98
20 長野県	2007 松本	127.8	27	○	1.04
28 兵庫県	2801 神戸	127.4	28	○	1.02
20 長野県	2008 大北	127.4	29	○	0.91
32 島根県	3203 出雲	127.1	30	○	1.10
27 大阪府	2708 大阪市	125.8	31	○	1.10
34 広島県	3403 呉	125.8	32	○	0.98
39 高知県	3902 中央	125.4	33	○	1.06
25 滋賀県	2501 大津	125.1	34	○	0.99

46 鹿児島県	4605 川薩	124.6	35	○	1.01
27 大阪府	2701 豊能	123.0	36	○	0.99
35 山口県	3505 宇部・小野田	122.5	37	○	1.03
21 岐阜県	2101 岐阜	122.5	38	○	1.04
30 和歌山県	3003 橋本	122.4	39	○	0.95
40 福岡県	4008 有明	122.3	40	○	0.99
13 東京都	1302 区南部	122.0	41	○	0.99
28 兵庫県	2811 阪神	121.9	42	○	0.98
10 群馬県	1004 高崎・安中	121.0	43	○	1.05
42 長崎県	4208 壱岐	120.2	44	○	0.92
17 石川県	1702 石川中央	120.1	45	○	1.06
01 北海道	0104 札幌	119.7	46	○	1.04
38 愛媛県	3805 八幡浜・大洲	118.6	47	○	0.92
30 和歌山県	3002 那賀	117.7	48	○	0.90
40 福岡県	4010 直方・鞍手	117.2	49	○	0.91
36 徳島県	3605 西部	117.1	50	○	0.86
18 福井県	1801 福井・坂井	116.8	51	○	1.11
34 広島県	3402 広島西	116.6	52	○	0.99
44 大分県	4406 豊肥	116.3	53	○	0.85
10 群馬県	1005 藤岡	116.1	54	○	0.98
41 佐賀県	4102 東部	115.8	55	○	0.92
40 福岡県	4009 飯塚	115.3	56	○	1.04
35 山口県	3506 下関	115.1	57	○	1.00
04 宮城県	0403 仙台	115.0	58	○	1.06
30 和歌山県	3004 有田	114.7	59	○	0.82
27 大阪府	2705 南河内	114.2	60	○	1.00
19 山梨県	1901 中北	113.9	61	○	1.08
40 福岡県	4012 北九州	113.7	62	○	1.02
30 和歌山県	3006 田辺	113.7	63	○	0.98
09 栃木県	0903 宇都宮	113.6	64	○	1.08
47 沖縄県	4703 南部	113.6	65	○	1.08
29 奈良県	2902 東和	112.2	66	○	1.03
32 島根県	3205 浜田	112.1	67	○	1.00
14 神奈川県	1405 川崎南部	111.8	68	○	1.00
37 香川県	3707 西部	111.8	69	○	0.99
32 島根県	3201 松江	111.4	70	○	0.98
38 愛媛県	3806 宇和島	111.2	71	○	0.99
46 鹿児島県	4603 南薩	110.9	72	○	0.92
14 神奈川県	1407 湘南東部	110.0	73	○	1.00
33 岡山県	3305 津山・英田	110.0	74	○	0.94
14 神奈川県	1412 横浜	109.8	75	○	0.99
33 岡山県	3302 県南西部	109.5	76	○	1.00

27 大阪府	2702 三島	109.1	77	○	0.97
23 愛知県	2313 名古屋・尾張中部	109.0	78	○	1.05
07 福島県	0701 県北	108.7	79	○	1.01
10 群馬県	1006 富岡	108.6	80	○	0.96
34 広島県	3404 広島中央	108.3	81	○	1.01
27 大阪府	2707 泉州	108.3	82	○	0.96
13 東京都	1313 島しょ	108.2	83	○	0.73
27 大阪府	2703 北河内	108.2	84	○	0.97
25 滋賀県	2502 湖南	108.1	85	○	1.11
09 栃木県	0905 県南	107.9	86	○	1.11
31 鳥取県	3102 中部	107.7	87	○	0.99
40 福岡県	4007 八女・筑後	107.5	88	○	0.97
42 長崎県	4206 五島	107.3	89	○	0.93
13 東京都	1306 区東北部	107.3	90	○	0.92
24 三重県	2402 中勢伊賀	107.0	91	○	1.05
41 佐賀県	4105 南部	106.9	92	○	0.97
40 福岡県	4005 朝倉	106.8	93	○	0.81
27 大阪府	2706 堺市	106.7	94	○	0.96
31 鳥取県	3101 東部	106.4	95	○	1.03
23 愛知県	2304 尾張東部	106.1	96	○	1.10
10 群馬県	1009 桐生	105.8	97	○	0.93
28 兵庫県	2810 淡路	105.2	98	○	0.93
34 広島県	3405 尾三	105.0	99	○	0.99
13 東京都	1310 北多摩西部	105.0	100	○	1.06
26 京都府	2606 山城南	104.8	101	○	0.82
11 埼玉県	1104 さいたま	104.7	102	○	1.04
06 山形県	0601 村山	104.7	103	○	1.02
29 奈良県	2904 中和	104.6	104	○	1.03
11 埼玉県	1110 秩父	104.3	105	○	0.93
43 熊本県	4308 八代	104.2	106	○	0.96
16 富山県	1602 富山	104.2	107	○	1.05
44 大分県	4409 北部	104.1	108	○	0.99
33 岡山県	3304 真庭	104.1	109	○	0.95
24 三重県	2403 南勢志摩	104.0	110	○	0.95
12 千葉県	1201 千葉	103.9	111	○	1.06
14 神奈川県	1404 川崎北部	103.9	112	○	1.12
26 京都府	2602 中丹	103.8	113	○	1.07
36 徳島県	3603 南部	103.6	114	○	0.90
13 東京都	1307 区東部	103.3	115	○	0.92
08 茨城県	0805 土浦	103.3	116	○	1.05
40 福岡県	4004 筑紫	103.2	117	○	0.93
40 福岡県	4011 田川	103.1	118	○	0.87

32 島根県	3206 益田	103.1	119	○	1.05
35 山口県	3504 山口・防府	103.0	120	○	0.99
47 沖縄県	4705 八重山	102.7	121	○	0.96
01 北海道	0112 上川中部	102.4	122	○	1.07
43 熊本県	4309 芦北	102.4	123	○	0.99
08 茨城県	0806 つくば	102.3	124	○	1.17
29 奈良県	2903 西和	102.0	125	○	0.92
40 福岡県	4002 粕屋	101.9	126	○	0.93
38 愛媛県	3802 新居浜・西条	101.8	127	○	0.98
32 島根県	3204 大田	101.7	128	○	0.81
10 群馬県	1003 伊勢崎	101.7	129	○	1.02
45 宮崎県	4504 日南串間	101.4	130	○	0.93
44 大分県	4408 西部	101.4	131	○	0.93
26 京都府	2605 山城北	101.4	132	○	0.88
46 鹿児島県	4607 始良・伊佐	101.4	133	○	0.96
20 長野県	2001 佐久	101.3	134	○	1.03
19 山梨県	1902 峡東	101.2	135	○	0.88
14 神奈川県	1406 横須賀・三浦	101.2	136	○	0.93
32 島根県	3207 隠岐	100.9	137	○	0.90
38 愛媛県	3803 今治	100.6	138	○	0.94
44 大分県	4405 南部	100.6	139	○	0.89
28 兵庫県	2804 東播磨	100.4	140	○	1.02
30 和歌山県	3007 新宮	99.9	141	○	1.03
01 北海道	0105 後志	99.8	142	○	0.89
05 秋田県	0504 秋田周辺	99.7	143	○	1.06
10 群馬県	1008 沼田	99.7	144	○	0.93
40 福岡県	4003 宗像	99.2	145	○	0.89
22 静岡県	2203 駿東田方	99.2	146	○	1.03
03 岩手県	0301 盛岡	99.1	147	○	1.08
42 長崎県	4209 対馬	99.0	148	○	0.87
42 長崎県	4202 佐世保県北	98.9	149	○	0.99
27 大阪府	2704 中河内	98.9	150	○	0.91
02 青森県	0201 津軽地域	98.9	151	○	1.05
46 鹿児島県	4612 奄美	98.8	152	○	0.94
13 東京都	1309 南多摩	98.6	153	○	0.94
33 岡山県	3303 高梁・新見	98.6	154	○	0.83
09 栃木県	0906 両毛	98.4	155	○	1.05
12 千葉県	1203 東葛北部	97.9	156	○	0.97
24 三重県	2401 北勢	97.8	157	○	0.98
26 京都府	2603 南丹	97.6	158	○	0.87
34 広島県	3407 備北	97.3	159	○	0.99
20 長野県	2003 諏訪	97.1	160	○	1.02

12	千葉県	1207	安房	97.1	161		1.15
28	兵庫県	2812	播磨姫路	97.0	162		0.98
21	岐阜県	2104	東濃	96.9	163		1.01
15	新潟県	1502	新潟	96.9	164		1.02
23	愛知県	2305	尾張西部	96.8	165		0.97
35	山口県	3503	周南	96.8	166		1.02
16	富山県	1603	高岡	96.6	167		0.96
19	山梨県	1904	富士・東部	96.4	168		0.89
46	鹿児島県	4610	肝属	96.2	169		0.99
07	福島県	0707	いわき	96.2	170		1.10
20	長野県	2005	飯伊	96.1	171		1.00
43	熊本県	4311	天草	95.9	172		0.92
10	群馬県	1002	渋川	95.7	173		0.95
34	広島県	3406	福山・府中	95.2	174		1.02
29	奈良県	2905	南和	95.0	175		0.67
12	千葉県	1202	東葛南部	94.9	176		0.98
07	福島県	0702	県中	94.8	177		1.08
01	北海道	0118	遠紋	94.3	178		0.79
20	長野県	2009	長野	94.3	179		1.00
08	茨城県	0801	水戸	94.0	180		1.14
41	佐賀県	4103	北部	93.9	181		0.97
45	宮崎県	4502	都城北諸県	93.8	182		1.11
21	岐阜県	2102	西濃	93.8	183		0.94
24	三重県	2404	東紀州	93.7	184		0.79
25	滋賀県	2505	湖東	93.6	185		0.94
18	福井県	1803	丹南	93.6	186		0.84
43	熊本県	4305	菊池	93.4	187		0.93
35	山口県	3501	岩国	93.4	188		0.92
45	宮崎県	4505	西諸	93.3	189		0.95
17	石川県	1701	南加賀	93.2	190		0.94
22	静岡県	2208	西部	93.0	191		1.03
22	静岡県	2205	静岡	92.7	192		1.02
02	青森県	0203	青森地域	92.5	193		1.02
28	兵庫県	2808	但馬	92.4	194		0.94
41	佐賀県	4104	西部	92.3	195		0.96
35	山口県	3508	萩	92.2	196		0.87
01	北海道	0101	南渡島	92.1	197		1.04
42	長崎県	4204	県南	92.0	198		0.83
01	北海道	0108	北空知	92.0	199		0.81
43	熊本県	4303	有明	91.9	200		0.84
32	島根県	3202	雲南	91.9	201		0.72
13	東京都	1312	北多摩北部	91.8	202		0.89

17	石川県	1703	能登中部	91.7	203		0.90
28	兵庫県	2809	丹波	91.6	204		0.89
23	愛知県	2306	尾張北部	91.2	205		0.98
39	高知県	3901	安芸	91.0	206		0.77
26	京都府	2601	丹後	90.9	207		0.88
43	熊本県	4310	球磨	90.9	208		0.99
11	埼玉県	1109	北部	90.6	209		0.95
28	兵庫県	2805	北播磨	90.3	210		0.97
16	富山県	1604	砺波	90.3	211		0.95
22	静岡県	2204	富士	90.3	212		1.00
25	滋賀県	2506	湖北	90.1	213		0.98
43	熊本県	4304	鹿本	89.6	214		0.96
25	滋賀県	2504	東近江	89.2	215		0.92
47	沖縄県	4704	宮古	88.7	216		0.97
01	北海道	0106	南空知	88.7	217		0.86
08	茨城県	0807	取手・竜ヶ崎	88.5	218		0.97
23	愛知県	2312	東三河南部	88.0	219		1.01
17	石川県	1704	能登北部	87.6	220		0.85
11	埼玉県	1106	川越比企	87.5	221		1.01
40	福岡県	4013	京築	87.1	222		0.89
21	岐阜県	2103	中濃	86.1	223		0.90
06	山形県	0604	庄内	85.9	224		1.00
01	北海道	0107	中空知	85.8	225		0.95
20	長野県	2002	上小	85.4	226		0.99
39	高知県	3904	幡多	85.3	227		0.92
09	栃木県	0902	県西	85.1	228		0.85
20	長野県	2004	上伊那	84.5	229		0.95
11	埼玉県	1102	南西部	84.5	230		0.86
22	静岡県	2201	賀茂	84.4	231		0.79
01	北海道	0109	西胆振	84.1	232		1.02
12	千葉県	1205	香取海匝	83.9	233		1.04
01	北海道	0113	上川北部	83.7	234		0.93
06	山形県	0603	置賜	83.6	235		0.96
21	岐阜県	2105	飛騨	83.6	236		0.95
39	高知県	3903	高幡	83.4	237		0.68
38	愛媛県	3801	宇摩	83.4	238		0.92
16	富山県	1601	新川	83.3	239		0.96
43	熊本県	4306	阿蘇	83.3	240		0.63
45	宮崎県	4506	西部児湯	83.2	241		0.72
22	静岡県	2202	熱海伊東	82.6	242		0.96
45	宮崎県	4503	延岡西臼杵	82.2	243		0.98
25	滋賀県	2507	湖西	82.1	244		0.86

12	千葉県	1208	君津	81.9	245		0.96
11	埼玉県	1101	南部	81.9	246		0.90
15	新潟県	1507	佐渡	81.7	247		0.96
23	愛知県	2307	知多半島	81.6	248		0.94
35	山口県	3507	長門	81.1	249		0.95
05	秋田県	0503	能代・山本	80.9	250		1.02
35	山口県	3502	柳井	80.8	251		0.91
23	愛知県	2310	西三河南部東	80.7	252		0.96
20	長野県	2006	木曾	80.7	253		0.68
43	熊本県	4302	宇城	80.7	254		0.89
18	福井県	1804	嶺南	80.5	255		0.93
15	新潟県	1503	県央	80.3	256		0.98
11	埼玉県	1107	西部	80.1	257		0.95
11	埼玉県	1108	利根	79.8	258		0.88
09	栃木県	0904	県東	79.7	259		0.83
23	愛知県	2311	東三河北部	79.5	260		0.82
47	沖縄県	4701	北部	79.0	261		0.93
14	神奈川県	1411	県西	79.0	262		0.95
08	茨城県	0809	古河・坂東	78.8	263		0.91
03	岩手県	0306	釜石	78.8	264		0.94
23	愛知県	2309	西三河南部西	78.7	265		0.99
11	埼玉県	1105	県央	78.6	266		0.92
03	岩手県	0303	胆江	78.1	267		0.96
07	福島県	0703	県南	78.1	268		0.95
09	栃木県	0901	県北	78.0	269		0.94
15	新潟県	1504	中越	78.0	270		1.01
02	青森県	0202	八戸地域	77.9	271		1.05
11	埼玉県	1103	東部	77.6	272		0.96
05	秋田県	0505	由利本荘・にかほ	77.4	273		0.95
18	福井県	1802	奥越	77.1	274		0.82
46	鹿児島県	4606	出水	77.0	275		0.88
12	千葉県	1204	印旛	76.7	276		0.94
13	東京都	1308	西多摩	76.5	277		0.91
05	秋田県	0506	大仙・仙北	76.5	278		0.89
42	長崎県	4207	上五島	76.5	279		0.83
07	福島県	0708	会津・南会津	76.3	280		0.98
01	北海道	0110	東胆振	76.2	281		1.00
10	群馬県	1010	太田・館林	76.1	282		0.94
47	沖縄県	4702	中部	76.1	283		0.88
01	北海道	0117	北網	76.0	284		1.01
14	神奈川県	1410	相模原	75.8	285		1.01
19	山梨県	1903	峡南	75.3	286		0.66

05	秋田県	0507	横手	75.0	287		1.03
25	滋賀県	2503	甲賀	75.0	288		0.89
08	茨城県	0808	筑西・下妻	74.7	289		0.77
23	愛知県	2308	西三河北部	74.7	290		0.98
45	宮崎県	4507	日向入郷	74.4	291		0.95
20	長野県	2010	北信	74.3	292		0.93
22	静岡県	2207	中東遠	74.2	293		0.94
22	静岡県	2206	志太榛原	74.0	294		0.95
14	神奈川県	1409	県央	73.7	295		0.94
04	宮城県	0406	大崎・栗原	73.3	296		0.97
15	新潟県	1501	下越	73.2	297		0.97
04	宮城県	0401	仙南	73.2	298		0.83
03	岩手県	0302	岩手中部	73.2	299		0.98
15	新潟県	1506	上越	72.2	300		0.99
12	千葉県	1206	山武長生夷隅	71.5	301		0.83
03	岩手県	0304	両磐	71.4	302		0.95
01	北海道	0119	十勝	70.7	303		0.99
46	鹿児島県	4611	熊毛	70.7	304		0.84
01	北海道	0115	留萌	70.5	305		0.84
05	秋田県	0508	湯沢・雄勝	69.9	306		0.78
06	山形県	0602	最上	69.8	307		0.93
01	北海道	0111	日高	69.7	308		0.72
08	茨城県	0802	日立	69.7	309		0.97
04	宮城県	0409	石巻・登米・気仙沼	68.8	310		0.93
10	群馬県	1007	吾妻	68.3	311		0.68
02	青森県	0205	上十三地域	66.3	312		0.94
01	北海道	0103	北渡島檜山	65.9	313		0.67
01	北海道	0120	釧路	65.4	314		1.05
03	岩手県	0308	久慈	65.0	315		0.79
05	秋田県	0501	大館・鹿角	64.8	316		1.04
02	青森県	0206	下北地域	64.3	317		0.93
03	岩手県	0305	気仙	64.3	318		0.88
03	岩手県	0309	二戸	63.5	319		0.83
05	秋田県	0502	北秋田	63.3	320		0.88
01	北海道	0102	南檜山	62.8	321		0.65
23	愛知県	2302	海部	62.2	322		0.92
01	北海道	0116	宗谷	62.1	323		0.80
08	茨城県	0803	常陸太田・ひたちなか	61.9	324		0.86
15	新潟県	1505	魚沼	61.1	325		0.91
01	北海道	0114	富良野	61.0	326		0.89
12	千葉県	1209	市原	61.0	327		0.93
08	茨城県	0804	鹿行	60.5	328		0.75

01 北海道	0121 根室	60.4	329		0.76
46 鹿児島県	4609 曾於	60.1	330		0.65
02 青森県	0204 西北五地域	57.9	331		0.84
14 神奈川県	1408 湘南西部	57.1	332		1.01
03 岩手県	0307 宮古	54.7	333		0.84
37 香川県	3702 小豆	48.0	334		0.76
07 福島県	0706 相双	46.3	335		0.50

## 医療機器の効率的な活用等について（外来医療計画の一部）①

○平成31年4月1日施行の医療法の改正において、地域における外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項の1つとして、医療提供施設の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具の効率的な活用に関する事項が規定された。当該事項については協議を行い、その結果を取りまとめ、公表するものとしている。

医療法(昭和23年法律第205号) (抄)

【平成31年4月1日施行】

第30条の4 (略)

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)～(9) (略)

(10) 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

(11)～(13) (略)

(14) 主として病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定に関する事項

(15)～(17) (略)

第4節 地域における外来医療に係る医療提供体制の確保

第30条の18の2 都道府県は、第30条の4第2項第14号に規定する区域その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ、次に掲げる事項について協議を行い、その結果を取りまとめ、公表するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 医療提供施設の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具の効率的な活用に関する事項  
(略)

### 基本的な考え方

- 人口当たりの医療機器の台数には地域差があり、また、医療機器ごとに地域差の状況は異なっている。今後、人口減少が見込まれ、効率的な医療提供体制を構築する必要がある中、医療機器についても効率的に活用できるよう対応を行う必要がある。



- 医療機器の効率的な活用に資する施策として、
  - (1) 地域の医療ニーズを踏まえた地域ごとの医療機器の配置状況を可視化する指標を作成
  - (2) 医療機器を有する医療機関をマッピング(地図情報として可視化)したうえで、新規購入希望者に対してこれらの情報を提供
  - (3) 外来医療に関する協議の場等を活用し、医療機器の共同利用等について協議
- 協議を行う区域については、外来医療計画と同様に二次医療圏単位を基本とする。

(厚生労働省：外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドラインより)

# 医療機器の効率的な活用等について

※平成31年4月24日 第66回社会保障審議会医療部会 参考資料1-3

- 経緯**
- 「医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会 第2次中間取りまとめ」において、**医療設備・機器等の共同利用等の、医療機関間での連携の方針等について協議を行い、地域ごとに方針決定すべきである**、とされ、医療法上も医療施設に備えた施設・設備の効率的な活用に関する事項について、協議の実施及び協議結果の公表を行うこととされた。
  - 今後、人口減少が見込まれる中、医療機器について共同利用の推進等によって効率的に活用していくべきであり、医療機器の共同利用のあり方等について、情報の可視化や新規購入者への情報提供を有効に活用しつつ、必要な協議を行う必要がある。

## 医療機器の効率的な活用のための対応

### 医療機器の配置状況に関する情報の可視化

- 地域の医療ニーズを踏まえ、地域ごとの医療機器の配置状況を**医療機器の種類ごとに指標化**し、可視化。

$$\text{調整人口当たり台数} = \frac{\text{地域の医療機器の台数}}{\frac{\text{地域の人口}}{10万} \times \text{地域の標準化検査率比}}$$

- ※ CT、MRI、PET、放射線治療（リニアック及びガンナイフ）、マンモグラフィに項目化してそれぞれ可視化。
- ※ 医療機器のニーズが性・年齢ごとに大きな差があることから、地域ごとの人口構成を踏まえて指標化。

### 医療機器の配置状況に関する情報提供

- 医療機器の配置状況に関する指標に加えて、**医療機器を有する医療機関についてマッピングに関する情報や、共同利用の状況等について情報を公表**。

- ※ 医療機関の経営判断に資するような、医療機器の耐用年数や老朽化の状況等についても、適切な情報を提供できるように検討。

### 医療機器の効率的活用のための協議

- 医療機器の効率的活用のための**協議の場を設置**。  
※ 基本的には、外来医療機能の協議の場を活用することが想定されるが、医療機器の協議のためのワーキンググループ等を設置することも可能。
- 医療機器の種類ごとに**共同利用の方針について協議を行い、結果を公表**。  
※ 共同利用については、画像診断が必要な患者を、医療機器を有する医療機関に対して患者情報とともに紹介する場合を含む。
- 共同利用の方針に従い、医療機関が医療機器を購入する場合や、当該機器の共同利用を新たに行う場合には、**共同利用に係る計画（以下、「共同利用計画」）を作成し、定期的に協議の場において確認**。
- 協議に当たっては医療機器の効率的な活用という観点だけでなく、  
・CT等放射線診断機器における医療被ばく  
・診断の精度  
・有効性  
等の観点も踏まえ、適切に医療機器が使用されているかについて、検討が必要。

### 医療機器を二次医療圏内で効率的に共同利用している例「あまくさメディカルネット」

- 地域の医療機関をネットワークで繋ぐことにより、共同利用施設のCT、MRI等の医療機器を共同利用施設の医師と同じ感覚で使用可能。
- 天草医療圏に存する80診療所のうち61診療所（76.3%）が加入。
- 必要に応じて、共同利用施設の専門医と同じ画像を見ながら、治療方針等も相談可能。



天草地域医療センター放射線部技師長 緒方隆昭氏より提供資料を改変

# 医療機器の地域毎の台数に関する指標の算出式

※平成31年4月24日 第66回社会保障審議会医療部会 参考資料1-3

- 医療機器の地域毎の台数に関する指標として、ニーズ（地域ごとの人口）に対する供給（医療施設調査に基づく地域ごとの医療機器の台数）をベースとして、性・年齢構成ごとに異なる検査数を加味するため、地域毎の性・年齢構成による調整をかけるかどうか。この際、医療施設調査で把握可能な医療機器を指標作成対象としてはどうか。

【医療機器ごとに下記の指標を計算し、可視化の際の参考とする】

- 人口十万人対医療機器台数をベースに、地域ごとの性・年齢階級による検査率の違いを調整する。

$$\text{調整人口当たり台数} = \frac{\text{地域の医療機器の台数}}{\frac{\text{地域の人口}}{100,000} \times \text{地域の標準化検査率比}}$$

$$\text{地域の標準化検査率比} = \frac{\text{地域の性年齢調整人口当たり期待検査数（外来）}}{\text{全国の人口当たり期待検査数（外来）}}$$

$$\text{地域の人口当たり期待検査数} = \frac{\sum \left\{ \frac{\text{全国の性年齢階級別検査数（外来）}}{\text{全国の性年齢階級別人口}} \times \text{地域の性年齢階級別人口} \right\}}{\text{地域の人口}}$$